

# 協議結果

## 1. 協議概要

### 1) 会長及び職務代理者の選任について

会長及び職務代理者が空席であったことから、鎌ヶ谷市地域公共交通会議設置要綱第4条の規定により、会長及び職務代理者の選任を行ったものです。

会 長 豊田 朋二委員（鎌ヶ谷市商工会代表）

職務代理者 布施 泰男委員（バス関係専門家）

### 2) 鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」の停留所名を変更することについて

一部の公共施設の施設名変更等に伴い、平成26年4月1日付けで停留所名を変更することについて協議を行ったものです。

対象停留所

番号	路線	現在の停留所名	新停留所名(案)
①	ききょう号南線	三橋記念館	きらり鎌ヶ谷市民会館
②	ききょう号南線	トレーニングセンター	手通公園
③	ききょう号西線	市民プール	弓道場・アーチェリー場※ <sub>1</sub>
④	ききょう号西線	愛国ヶ丘会館入口	東中沢自治会館入口

※<sub>1</sub>弓道場・アーチェリー場については、現在仮称でございますが、策定中である条例の中で施設名が決定されるため、条例で決定した名称を新停留所名に用いることとします。

## 2. 協議結果

委員15名

	協議事項1	協議事項2
承認する	15	15
承認しない	0	0

上記のとおり、ご回答いただいた全委員15名中、過半数を上回る委員の承認を得られたことから、鎌ヶ谷市地域公共交通会議設置要綱第4条第4項の規定により、当協議事項について承認されました。